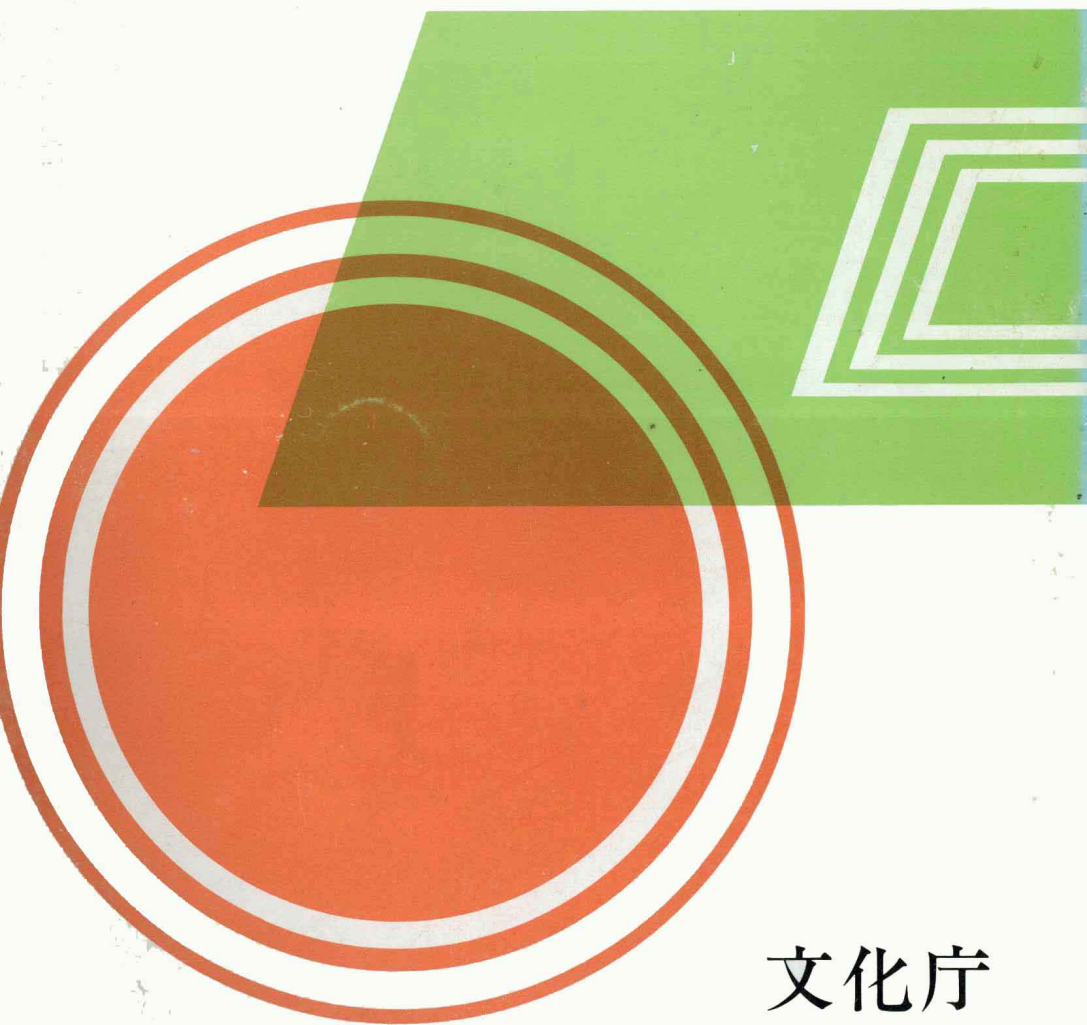


「ことば」シリーズ 7

言葉に関する問答集 3



文化庁

「ことば」シリーズ7

言葉に関する問答集

3

文 化 庁

「ことば」シリーズ7
言葉に関する問答集3

昭和52年9月30日 初版発行 定価 250円
昭和54年12月5日 四刷発行

編 集 文 化 庁

発 行 大 蔵 省 印 刷 局

東京都港区虎ノ門二丁目2番4号
03(582) 4411

落丁、乱丁はおとりかえします。

前　　書

文化庁では、昭和五十一年度も昭和四十七年六月の国語審議会建議「国語の教育の振興について」の趣旨に基づき、「ことば」シリーズ7「言葉に関する問答集3」を刊行し、これを広く配布することとしました。

この本は、「ことば」シリーズ3・5「言葉に関する問答集1」「言葉に関する問答集2」に続くもので、日常生活における具体的な言葉の使い方、書き方、読み方等広く関心を持たれている問題を取り上げて、これを漢字に関連する問題、その他の一般問題に分けて、一問一答の形式で解説したものであります。

編集委員には、「言葉に関する問答集1」「言葉に関する問答集2」と同じ大妻女子大学教授 天沼 寧、実践女子短期大学教授 加藤彰彦、国立国語研究所言語計量研究部長 斎賀秀夫、早稲田大学教授 武部良明、国立国語研究所長 林 大の五氏をお願いしました。そして、構想、内容、執筆調整等について繰り返し相談し、その結果、天沼、加藤、斎賀、武部四氏の共同執筆としてまとめられたものであります。

また、全体については、編集委員の林 大氏に御覧いただいて、有益な示唆を賜りました。

ところで、これらの問題に関連がある国語施策として示されている「当用漢字音訓表」「当用漢字字体表」等は決して国民を拘束するものではなく、またそれ以外のものが日本語としてすべて間違いであるとしているものでもありません。しかし、我々の社会生活を円滑に進めていく上で、法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等の公共性の高い分野では何らかの統一が必要と言えます。そのための何らかの標準を定めておくというのが、国語審議会の答申の趣旨であります。そして、これらの国語施策が示されているのであります。

したがって、この本に掲げられている答えも、「ことば」シリーズ3・5「言葉に関する問答集1」「言葉に関する問答集2」と同様にこれらの国語施策の示すところに従って文章を書くとするれば、こうもなるであろうというものを中心としております。その意味で、我々が日本語における言葉の問題を考える場合の一つの参考となるであろうと考えます。

この「ことば」シリーズ全体の趣旨としても、国民の言語生活について規範を示していこうとするよりも、むしろ我々が日本語について考えたり話し合ったりするきっかけとなり、参考となるものであることをねらいとしております。そして、広く国民の間に国語に対する認識が深まり、国語を大切にする精神が高まっていくためにお役に立つこととなれば、誠に幸いと存じます。

昭和五十二年三月

文化庁文化部国語課長

石田 正一郎

目次

前書き

言葉に関する一般的な問答

一 漢字の使い分け、音訓等に関連する問題……………	2
---------------------------	---

問 1	「意志」と「意思」の使い分け
問 2	「成長」と「生長」の使い分け
問 3	「異常」と「異状」の使い分け
問 4	「製作」と「制作」の使い分け
問 5	「起源」か「起原」か
問 6	「基準」か「規準」か
問 7	「配列」か「排列」か
問 8	「的確」か「適確」か
問 9	「受賞」と「受章」の使い分け
問 10	「夏期」と「夏季」の使い分け
問 11	「形」と「型」の使い分け
問 12	「測る」と「量る」の使い分け
問 13	「断つ」と「絶つ」の使い分け
問 14	「飛ぶ」と「跳ぶ」の使い分け
問 15	「捜す」と「探す」の使い分け

二 漢字の読み誤り、書き誤りに関連する問題……………19

問 16 「幕間」を「まくま」と読むのは正しい読み方か

問 17 「宝物殿」を「ほうぶつでん」と読むのは正しいか

問 18 「専門」「軽卒」と書くのは正しいか

問 19 「おおぜい」は、「大勢」「多勢」のどちらが正しい書き方か

問 20 「おしきせ」という言葉を「押し着せ」と書くのは正しいか

問 21 「せっしょう」「おうたい」を「接渉」「応待」と書くのは正しいか

問 22 「巾」「斗」「才」「令」などの字を、それぞれ「幅」「闊」「歳」「齡」などの略字として使用するの

誤りか

問 23 「午後・食後・戦後」などを「午后・食后・戦后」などと書くのは、正しいか

問 24 「ねまき」という言葉は、「寝巻」「寝間着」のどちらを書くのが正しいか

三 漢字の字体、部首に関連する問題……………27

問 25 糸・糸・糸

問 26 衣・衣

問 27 木・木

問 28 女・女・女・女

問 29 考・考

問 30 乚・乚・乚

問 31 八・八

問 32 分・分・分

問 33 「和」は、なぜ「口」の部なのか

問 34 「王・珍・班・琴」などは、なぜ「玉」の部なのか

問 35 「声」は、何の部に属するか

四 漢字の画数、筆順に関連する問題……………46

問 36 「糸」の画数は……

問 37 「及」の画数は……

問 38 「臣」の画数は……

問 39 「養」の画数は……

問 40 「朗」の画数は……

問 41 「必」の筆順は……

問 42 「右」と「左」の筆順は……

問 43 「上」の筆順は……

問 44 「馬」の筆順は……

問 45 その他、注意すべき筆順について……

五 その他の一般問題……………55

問 46 「箇条書」とか「五箇所」とかいう場合、新聞によって「個条書」とか、「五個所」「五か所」「五

カ所」「五カ所」と、さまざまな表記が行われているようだが、これはどういうわけか

問 47 「少なそうだ」と「少なさそうだ」、あるいは「知らないそうだ」と「知らなさそうだ」という言

いは、それぞれ、どちらが正しいか

問 48 「大きいです」「美しいです」のように、形容詞に直接「です」を付ける言い方は、正しいか

問 49 「御用意してください」という言い方は、正しいか

問 50 「お求めできる」「御参加できる」という言い方は、尊敬表現として正しいか

問 51 正午を十分過ぎた場合は、「午後十二時十分」か「午後零時十分」か

参考資料

一 「当用漢字字体表」内閣告示（まえがき）

二 筆順指導の手びき

1 本書のねらい

2 筆順指導の心がまえ

3 筆順指導の計画について

4 本書の筆順の原則

5 本書使用上の留意点

言葉に関する一般的な問答

現代の国語を書き表す場合、漢字の使い方に関する国語施策には次の三種類がある。

- 一 「当用漢字表（昭和二十一年内閣告示）」（当用漢字別表（昭和二十三年内閣告示）を含む）
- 二 「当用漢字字体表（昭和二十四年内閣告示）」
- 三 「当用漢字音訓表（昭和四十八年内閣告示）」（昭和二十三年の内閣告示を改定したもの）

このうち、「当用漢字表」は「現代国語を書きあらわすために、日常使用する漢字の範囲」を定めたものであり、「当用漢字別表」は「当用漢字表の中で、義務教育の期間に、読み書きとともにできるように指導すべき漢字の範囲」を定めたもの、「当用漢字字体表」は「現代国語を書きあらわすために日常使用する漢字の字体の標準」を定めたも

のであり、「当用漢字音訓表」は「一般の社会生活において現代の国語を書き表すための漢字の音訓使用の目安」を定めたものである。

また、二の「当用漢字字体表」の「方針等を考慮し、教育的な観点を重視して、同一構造の部分はあるべく同一の筆順に統一する」という観点で検討を加えて、刊行されたものに文部省編「筆順指導の手びき」がある。

これらに従って漢字を使おうとする場合に問題とされる点が幾つかある。それらのうちから、現在関心の寄せられている問題を取り上げて解説を加えたのが次の四十五の問答である。

なお、「当用漢字表」「当用漢字字体表」については現在国語審議会会で再検討を加えている。

一 漢字の使い分け、音訓等に関連する問題

〔問一〕「意志」と「意思」の使い分け

〔答〕 何かしようという気持ちを表す語に「いし」というのがある。これを漢字で書き表す場合、「意志」と書かれたり、「意思」と書かれたりするが、一応の使い分けがあ

る。

まず、「意志」のほうであるが、これは心理学の用語で、精神作用を「知・情・意」と三つに分けた場合の「意」のことである。つまり、知識・感情と対する精神作用が「意

志」である。それは、物事を行おう、または行わないとする積極的な気持ちであって、「意志の強い人」「意志の弱い人」、あるいは「意志強固」「意志薄弱」などと用いる。

また、国文法で「行こう」「見よう」「帰るまい」などの「う」「よう」「まい」が「意志の助動詞」と呼ばれるのも、物事を行う、または行わないことについての積極的な気持ちを表すからである。英文法で「I will go. Shall I go? will, shall」が意志未来を表すというのも、同じ用い方である。

これに対し、「意思」は法令の用語である。それは、物事を行う場合、または行わない場合に、その元になるはずの気持ちを法律的に見た立場での名づけ方である。それは、法律上の効果を発生させよう、または発生させまいとする積極的な気持ちのことである。「承諾の意思がある」「意思を表示する」、あるいは「意思の有無を問う」「意思がない」などと用いる。「本人の意思を尊重する」「当事者の意思に任せる」なども「意思」である。

したがって、「意志」と「意思」の使い分けは、使用する専門分野の違いに基づくものと言えるのである。つまり、心理学用語が「意志」、法令用語が「意思」である。文法用語の「意志」は心理学的な用い方であり、教育方面で「意志」が用いられるのも、教育学が心理学に基づくからである。これに対し、経済や政治の面では、法律的な考え

方が用いられるから「意思」である。

しかし、実際問題として「いし」という語は、それぞれの専門的な分野を離れ、日常生活の中でも用いられる。その場合に、心理学的な観点が重視されるか、法律的な観点が重視されるかという点、必ずしも明らかでない。その点で、一般用語の「いし」については、「意志」と「意思」とが区別しにくいかもしれないが、書き分けようとするれば、それぞれの語の本来の意味に基づくことになる。この場合、日本新聞協会の新聞用語懇談会で編集した「新聞用語集」が、「意志」を「成し遂げようとする心（心理学用語に多い）」「意思」を「考え、思い（法律用語に多い）」としているなど、心得ておく点と便利である。

〔問2〕「成長」と「生長」の使い分け

〔答〕物が大きくなることについて「せいちょう」という語が用いられている。これについて、本来は学術用語「growth, grow」の訳語であるが、動物学は「成長」、植物学は「生長」を用いている。

この場合、それぞれの語の意味としては、「成長」が「育って大きくなること」であり、「生長」が「生えて大きくなること」である。したがって、動物学が「成長」を採用し、植物学が「生長」を採用したことについては、それぞれに理由が認められるわけである。そうして、このこと

を踏まえるから、動物学の「成長線（貝がらが大きくなるときに現れる線）」は「成長」を用い、植物学の「生長点（細胞が分裂して伸びていく部分）」は「生長」を用いる。大きくなる速度を表した「せいちょう曲線」も、動物学は「成長曲線」、植物学は「生長曲線」である。

しかし、文字の意味として見た場合、「生」には「はえる」のほかに「うまれる」もある。したがって、「生長」のほうには、「生えて大きくなる」意味のほかに、「生まれて大きくなる」意味もある。「大言海」（昭和七年）十二年、大槻文彦編）が「生長」の意味を二つに分け、「(一)ウマレ、ソダツコト。(二)草木ナドノ、生ヒソダツコト。」としているのも、このような立場での解説である。それに対し、「成長」のほうには「生ヒ立ツコト。育チアガルコト。」とだけ書かれている。その点では「生長」のほうが、「成長」より広い意味を持つわけである。

それにもかかわらず、動物学が「生長」を用いず「成長」を用いるのはなぜかということである。これについては、「生まれて大きくなること」よりも「成育」「成熟」などと用いる「成」との関連が重視されている。その点では、「成体」を目ざして大きくなる動物学的「せいちょう」と、「生えた」あとどこまでも伸びていく植物学的「せいちょう」とに、考え方の違いが見られても当然である。そうして、そういう考え方の違いが、学術用語としての「成

長」と「生長」の使い分けにも現れるのである。

しかし、「せいちょう」という語そのものは、動物学、植物学を離れ、一般語としても用いられている。例えば、「経済の成長」「事業の成長」「成長産業」「成長株」などを用いてもよいわけであるが、一般には連想のよい「成長」のほうが好まれている。したがって、二つの「せいちょう」については、一般に「成長」を用い、植物学に関しては「生長」となっているのである。その点では、日本新聞協会の新聞用語懇談会が編集した「新聞用語集」において、一般には「(生長) ↓ 成長」としながらも特に「植物学上の用語は別」と注記しているなどが、使い分けの実情であろう。

〔問3〕「異常」と「異状」の使い分け

〔答〕 特別な状態について「いじょう」という語が用いられるが、これには「異常」という書き方と「異状」という書き方がある。この二つの「いじょう」については、それぞれ意味も文法的性質も異なっている。

まず、「異常」であるが、これは「正常」に対する語である。したがって、正常な状態に対して、正常でない状態、普通と異なる状態が見られる場合に「異常」という語が用いられる。「異常乾燥」「異常渇水」などがこれである。精神

の正常な者に対してそうでないほうが「精神異常者」である。つまり、「正常」がノーマルであるのに対し、アブノーマルのほうが「異常」である。「異常な努力を傾ける」「異常に緊張する」などの用い方も、その状態が正常と異なる点を強調するからである。

これに対して「異状」のほうは、「異常な状態」の意味で用いられる。つまり、正常な状態と異なる何か特別な状態そのものが「異状」である。それも、特に安心できないような状態に「異状」が用いられる。「異状を呈する」「異状を発見する」など、このような意味での「異状」である。警戒の目的で巡回するのは「異状の有無」を確かめるため、「異状を見付ける」ためである。そこに別に変わったことがなければ「異状なし」である。

ところで、このような用例からも明らかのように、「異常」と「異状」は、文法的な性質も異なっている。つまり、「異常」のほうは、「異常な状態」「異常に緊張する」という用い方のできる語であって、形容動詞の語幹である。これに対し、「異状」のほうは、そのような用い方をしないから、普通の名詞である。

また、実際に使用される度数も、意味用法の広い「異常」が圧倒的に多い。それは、複合語において「異常感」「異常分解」「屈折異常」など、形容動詞になるからである。単独の名詞としての「いじょう」も「異常」と思われる

服装」「異常といつてよいほどの執念」など、意味的に「異常だ」と言い換えられる場合は「異常」でよいことになる。問題は「異常を認めず」「飛行中異常が起こったとき」「体の異常を訴える」など「異状」の使える場合にも「異常」が多いということであるが、これも「異常なることを認めず」等の意味とすれば、「異常」でもよいことになる。一部の新聞で「異状」を用いずすべて「異常」に統一する行き方が見られるのも、このような実情に基づいたものである。ただし、そうだからといって「異常な状態」を表す「異状」という名詞が、全く不要になったとは言いい切れないであろう。

〔問4〕「製作」と「制作」の使い分け

〔答〕 物品をこしらえる場合に「製作」という語が用いられる。「機械の製作」「道具の製作」「製作品」「製作物」など、いずれも「製作」である。工場などの名称に「○○製作所」とあるのも、物品をこしらえる場所という名づけ方である。

これに対し、美術作品の場合には「制作」という語が用いられる。「絵画の制作」「彫刻の制作」などがこれである。工芸・写真なども、美術作品としては「制作」である。「卒業制作」「記念制作」なども、美術作品の場合は「制作」のほうである。

このことに関連して著作権法を見ると、映画（テレビ用映画はもちろんのこと、テレビドラマその他のビデオに録画されたものも含む。）について、プロデューサーの行う職務を「制作」と表現している（第十六条）。これに対し、映画のメーカーとしての映画会社等を「映画製作者」と表現している（第二条第一項第十号）。これは、精神的創作物としての映画の創作活動としてのプロデューサー行為については「制作」を、物としての映画の製造行為については「製作」を用いたものである。

テレビ番組の編成について、「番組の制作」「制作スタッフ」「制作費」というふうに用いられ、それを作るプロダクションの名が「制作」として字幕に出るのも、これに基づくものである。しかし、映画のほうでは、経済的責任を持つて企画し、スタッフの編成から完成に至るまでの一切を統轄するプロデューサーについて、以前から「製作担当」という語が用いられている。そのため、字幕にも監督とは別に「製作だれだれ」と名が示され、時には映画会社の社長名や会社名が用いられることもある。この場合には、「制作」「製作」を含めて「製作」という語が用いられるわけである。

それでは、「製作」と「制作」について、なぜこのような使い分けが行われるかということであるが、これには「製」と「制」との文字としての意味の違いが関係してい

る。まず、「製」であるが、「製ハ造ナリ」とされ、「こしらえる」意味である。それは、「製鉄」「製薬」などの音読語にも現れているとおりである。それに「作（こしらえる）」を組み合わせた「製作」も、同じような意味の文字から成る語であって、「物をこしらえる」意味にはかならない。

これに対し、「制」のほうは、「制ハ正ナリ」とされるように、「ととのえる」意味を持っている。音読で「制定」「制御」などと用いるのもこの意味であり、「制度」「法制」などもそこから生まれている。したがって、それに「作」を組み合わせた「制作」は、「新たに定める」「自分の思うとおり作り上げる」意味を持っている。中国の古典の用例に「政令ヲ制作ス」「礼楽ヲ制作ス」などあるのも、この意味である。特に精神的、独創的な意味を重視する美術関係が「製作」でなく「制作」を用いるのも、「制作」の持つこのような意味に基づくのである。

したがって、二つの「せいさく」については、「製作：主として実用的な物品の場合」「制作：主として美術的な作品の場合」と、一応は分けてよいのである。しかし、それぞれ分野に慣習的な用い方もあるため、簡単には割り切れないのが実情である。

【問5】「起源」か「起原」か

【答】物事の起こりという意味の「きげん」について

は、「起源」とも「起原」とも書かれている。国語辞典の扱いを見ても、「きげん」という見出しの下に、「起源・起原」または「起原・起源」のように、二つの表記を並記しているのが一般である。

文字の意味について見ると、「源」は「水泉ノ本ナリ」と注されるように、水源を意味している。字訓として「みなもと」が当てられるのも、この意味である。音読で「資源」「財源」などの用い方も同じである。これに對し、「原」のほうは「広平ヲ原トイフ」というように、広く平らな土地を指すのが普通である。字訓も「はら」であり、音読で「原野・平原」などと用いる。しかし、文字の成り立ちからいえば「厂（がけ）」と「泉（いずみ）」とを合わせた「がけ下の泉」で、本来は「もとになるもの」の意味である。そのため「原ハ通ジテ源ニ作ル」とされるように、「源」と同じ意味にも用いられている。音読で「原因」「原料」などと用いるほうの「原」がこの意味である。

したがって、物事の起こりを表す語として、「起源」と「起原」とが行われていても、それは同じ意味の語と考えてよいのである。しかも「起源」と「起原」とは、共に「きげん」と読まれるため、その発音も同じである。つまり、「起源」と「起原」については、意味も発音も同じ語というところから、「表記のゆれ」という考え方が適用できるのである。その点では、「起源・起原」だけでなく、「語源・

語原」「根源・根原」もゆれており、「源泉・原泉」「源流・原流」もゆれている。

ところで、このような表記のゆれの扱いについては、国語審議会でも取り上げたことがある。その際にこれを担当した部会から第四十二回総会（昭和三十六年三月）に提出された報告書「語形の「ゆれ」について」を見ると、「語源・語原」につき、次のように説明されている。

「原」「源」は同字である。教育漢字であり、字画も少ない点からは、「原」のほうがよいのであるが、現在では「原」は「はらっぱ」、「源」は「みなもと」というふうに意味が分化して使われる傾向にあるから、これから

は、しぜん、「語源」と書くようになっていくであろう。その理由として、比較的新しく造られた「給源」「財源」「資源」「震源」「熱源」などに「源」のみを用いることが挙げられている。当用漢字音訓表でも「源」に「みなもと」、「原」に「はら」を掲げているとおり、「もと」の意味では「源」を用いて使い分けるのが一般的と思われる。

しかし、このことは、「語源・語原」「起源・起原」のように、「源」と「原」でゆれている語の場合についてだけであって、これを「原因」「原料」など、「源」を用いる慣用のないものにまで及ぼすのは行き過ぎである。また、「病原菌」のように、「原因」との関連から「原」を用いる例も見られるのである。

〔問6〕「基準」か「規準」か

〔答〕「基準」と「規準」とでは、「規準」のほうが中国の古典に見られる形であり、本来は「てほん」という意味である。

文字としての意味も、「規」は「ぶんまわし」、「準」は「みずもり（水準器）」である。また、この種の道具としては他に「矩（さしがね）」と「繩（すみなわ）」があり、「規矩準繩」という語もある。「規準」も「規矩準繩」も、物事を整えるために用いる道具の名を組み合わせた語であり、そこから「てほん」という意味に用いられたのである。法令用語として、例えば土地の価格を求める際に「公示価格を規準として」（「地価公示法」第八条―第十条）のように用いるのも、「手本となる標準」の意味である。

これに対し、「基準」というのは、「基礎となる標準」という意味で用いられている。特に法令用語として見ると、「許可の基準」「認可の基準」「免許の基準」「設置基準」などと広く用いられる。それは、行政機関が許可、認可、免許を与える場合の「基礎となる標準」であり、その点で「基準」のほうは、「具体的な条件」を示す場合が多いのである。

したがって、「基準」と「規準」とは、本来は異なる意味の語である。そのため、辞書などでも別見出しの語として扱うことが多い。そうして、「基準」については「基礎とな

る標準」「規準」については「手本となる標準」という点での解説を加えるのが一般である。「基」と「規」とがそれぞれ別の意味を持っていることを考えれば、それぞれに應じて「基準」と「規準」とが異なる意味を持っていたとしても、それは当然のことである。

しかし、実際問題として、「基礎となる標準」と「手本となる標準」とがどのように異なるかという点、必ずしも明らかでない。しかも、「基準」も「規準」も共に「きじゅん」と読まれるため、その発音も同じである。そうなるのと、新聞社のように大勢の人が分担で仕事を行う場合、ある人は「基準」と書き、ある人は「規準」と書くことも起こり、全体として統一ある表記に仕上げることができない。そこで「基準・規準」のような場合に、いずれかに統一して用いることが行われている。例えば、日本新聞協会の新聞用語懇談会で編集した「新聞用語集」には（「規準」↓「基準」）のように示されている。このような統一の基礎には、一般に「基準」を用いる場合が多いということも、考慮されたわけである。

ところで、国語審議会の第四十二回総会（昭和三十六年三月）に提出された部会報告「語形の「ゆれ」について」であるが、その中でも「基準（規準）」のように示されている。それは、「特に必要のある場合のほかはかつこの外的ものを使うようにしたらよい」という例の一つになっている